

○ 茨城県立中央病院 臨床研修医の労働条件等

1 身分

臨床研修医（会計年度任用職員）

ただし、茨城県立中央病院臨床研修病院群の協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設における臨床研修を実施する際には、当該臨床研修を実施する施設に採用され当該施設の雇用条件が適用される場合がある。以降の各項も同様とする。

2 雇用期間

令和8年4月1日又は医籍登録年月日のどちらか遅い日から令和10年3月31日まで。

ただし、令和10年3月31日まで継続して臨床研修を実施する場合には、別に定める基準を満たし、研修管理委員会の2年次進級審査に合格する必要がある。

また、臨床研修の中断による修了時期の変更又は未修了となった場合の取り扱い等については、茨城県立中央病院臨床研修規程に基づき、研修管理委員会の審議を経て病院長が決定する。

3 就業の場所

茨城県立中央病院、茨城県立中央病院臨床研修病院群の協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設。

4 従事すべき業務の内容

医師法第16条の2第1項に基づく医師臨床研修及び茨城県立中央病院長が命ずる業務。

5 始業及び終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働等

(1) 始業時間は午前8時30分とし終業時間を午後3時30分とする。ただし、茨城県立中央病院臨床研修規程に基づき、午後3時30分から午後5時15分まで業務を継続し、当該時間部分について、別途、所定労働時間内手当を支払う。

(2) 休憩時間は60分間とする。

(3) 所定労働時間外の労働は次のとおり。

① 月3回程度の宿直業務。なお、月1回程度の日直業務については、過重労働防止のために、必ず、平日に休日を振り替えることとする。

② 茨城県立中央病院臨床研修実務規程において、臨床研修修了の要件として出席等を義務と定めているもののうち、所定労働時間外に開催される講習会及びレジデント・レクチャー等への参加。

③ 所定労働時間外に、研修医が単独で医療に関わらなければならない状況下において、直接監督責任者たる指導医又は上級医の命令に基づき、当院が定める研修医が実施可能な範囲の医療行為を実施する場合であって、診療録に記録されているもののうち、別に定める範囲のもの。

(4) 休日労働は次のとおり。

① 月1回程度の救急センターにおける日直業務。

ただし、日直業務を実施する場合は事前に休日を振り替える手続のうえ、振替に当たっては、直接監督責任者たる研修中診療科の長（院外研修中を含む）と事前に調整のうえ、原則として同一週に振り替えること。

② 研修中の各診療科の長の責任において、休日に業務を命じる場合。

③ その他、茨城県立中央病院長及び研修管理委員長が業務を命じる場合。

6 勤務日及び休日

(1) 勤務日

月曜日から金曜日のほか、事前に指定する宿日直実施日等。

(2) 休日

土・日曜日、国民の祝日、年末年始の期間。（12月29日から翌1月3日までの間）

7 休暇

(1) 年次有給休暇

採用時に5日間を、6ヶ月を超えて継続勤務の場合は更に5日を付与する。

なお、国が義務付ける「年5日の年次有給休暇の確実な取得」について、採用された年度の10月1日から採用された年度の次年度の9月30日までの間及び採用された年度の次年度の10月1日から採用された年度の次々年度の3月31日までの間に、それぞれ5日以上を取得すること。

(2) 有給の特別休暇

夏季休暇（6月1日から10月31日までの間に3日）、結婚する場合（7日を超えない範囲内で必要と認める期間）、忌引の場合（別に定める期間内において必要と認め

る期間)、裁判員・証人・鑑定人等として官公署等に出頭する場合(その都度必要と認める日又は時間)等。

8 賃金

(1) 基本賃金 349,400円(令和7年4月採用研修医の場合)

(2) 所定時間外、週休日又は深夜労働に対して支払われる賃金の割増率

① 月60時間以内

② 月60時間超え

ア 勤務日	深夜以外	125%	ア 勤務日	深夜以外	150%
	深夜	150%		深夜	175%
イ 週休日	深夜以外	135%	イ 週休日	深夜以外	150%
	深夜	160%		深夜	175%

(3) 賃金締切日

毎月末。

(4) 賃金の支払日

基本賃金については当月末日分までを当月21日に(先払い)、実績賃金については当月末日分までを翌月21日に(後払い)支払う。ただし、休日の場合は前日、前日も休日の場合は前々日に支払う。

(5) 賃金の支払い方法

申し出により本人名義の金融機関口座に振り込む。

(6) 労使協定に基づく賃金支払時の控除

医局費2千円。

(7) 昇給

なし。

(8) 期末手当及び勤勉手当

給与条例第22条に基づき、基準日(6月1日、12月1日)にそれぞれ在職する場合、期末手当については基本賃金額に100分の122.5を乗じて得た額を、勤勉手当については同様に100分の102.5を乗じた額を、それぞれ基準日以前6箇月以内の勤務期間に応じて支払う。

(9) 退職金

なし。

9 退職に関する事項

(1) 定年制

該当しない。

(2) 継続雇用制度

該当しない。

(3) 自己都合退職の手続

退職する14日以上前に届け出ること。

(4) 解雇の事由及び手続

職員の分限及び懲戒については、地方公務員法第27条から第29条まで並びに職員の分限に関する条例(昭和26年茨城県条例第41号)及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年茨城県条例第42条)の定めるところによる。

10 労働保険及び社会保険の加入

(1) 労働者災害補償保険

加入する。

(2) 雇用保険

加入する。

(3) 健康保険

加入する。

(4) 厚生年金保険

加入する。

11 医師賠償責任保険

当院としての団体加入とは別に臨床研修医としての個人加入を必須とし、採用日から7日間以内に、当該保険証書等の写しを提出しなければならない。

12 その他

(1) 本書に示す労働条件等については、事前に又は入職後も関係規定や各法に基づき、変更や訂正されることがある。(人事院勧告の見直しや病院経営の悪化による、各法に定める範囲内での基本賃金及び期末手当等の低減等を含む)

(2) 身分及び待遇について本書に記載のない事項については「会計年度任用職員取扱要領」等によるものとする。